

総務省から得た情報 “審議会・有線放送部会長の談話(平成23年6月20日)”

ご照会のありました答申に際しての発言内容は以下のとおりです。

「4月7日総務大臣より諮問されたよさこいケーブルネット株式会社申請の再送信同意に係る裁定について答申を行った。

本件は、よさこいケーブルネット株式会社から、岡山県、香川県の放送事業者であるテレビせとうち株式会社に対し、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき、総務大臣への裁定の申請があったもの。

当部会において審議を行った結果、テレビせとうち株式会社は、よさこいケーブルネット株式会社から再送信同意の求めのあったテレビジョン放送に関し、再送信することに同意しなければならないとは認められない旨の裁定することは適当との答申をすることになった。

5月18日総務大臣より諮問された山口ケーブルビジョン株式会社及び美祢市申請の再送信同意に係る裁定について答申を行った。

本件は、山口ケーブルビジョン株式会社及び美祢市から、福岡県の放送事業者4社、株式会社福岡放送、RKB毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社及び株式会社TVQ九州放送に対し、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき、総務大臣への裁定の申請があったもの。

当部会において審議を行った結果、各放送事業者は、山口ケーブルビジョン株式会社から再送信同意の求めのあったテレビジョン放送に関し、再送信することに同意しなければならない旨の裁定することは適当との答申をすることになった。

美祢市からの総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第13条第3項に該当しないため、拒否処分とすることが適当との答申をすることになった。

なお、再送信同意については、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者との間で協議することにより解決されることが基本と考える。協議が調わず大臣裁定が申請されたときは、有線放送部会に諮問され審議することになるが、裁定が出た後も、それを前提として当事者間でさらにより解決方法を求めることは可能であると思う。

放送事業者、有線テレビジョン放送事業者が、お互いの立場を尊重した誠実な話し合いを通じ、再送信同意の問題が解決することを期待。

以上です。」

情報流通行政局総務課審議会係

宇部市長の議会答弁 (平成24年6月13日)

ケーブルテレビの区域外再送信の見込みについてですが、山口ケーブルビジョン株式会社によりますと、裁定に先立ち、総務大臣の諮問を受けた情報通信行政・郵政行政審議会の有線放送部会長から、答申に際して、当事者間で円満な解決が行われることを期待する旨の談話が出されておりますので、再送信を強行することなく、協議を進めてきたとのことです。…



山口ケーブルビジョン株式会社らがケーブルテレビの利用者に福岡県の地デジを受信させないための口実→

福岡の地デジ局から得た情報

大うそ

大臣裁定以降、山口ケーブルビジョン(株)とは協議を行っておりません。その後山口ケーブルビジョン(株)が再放送を開始していないことは承知しておりますが、弊社は阻害などしておりません。

(株)福岡放送 再放送担当

防府市長も同じ
内容の虚偽答弁
(同年9月13日)

YouTube
ビデオ

